

事 務 連 絡

平成21年10月21日

都道府県薬剤師会

担当役員 殿

日本薬剤師会

常務理事 岩月 進

(地域保健担当)

### 新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの接種については、本年10月1日に政府の新型インフルエンザ対策本部において決定された「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針」に基づき、10月13日付厚生労働省事務次官通知による実施要綱及び実施要領により実施されております。

ワクチン接種の基本方針等については、10月2日付日薬業発第240号でお知らせしたとおりですが、当該事業で設定されたワクチン接種の優先接種対象者について、本会のこれまでの対応と考え方を別紙のとおりまとめましたのでご報告いたします。

貴会での対応の際に参考として下さるようお願いいたします。

(別紙)

## 新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者について

ワクチン接種の基本方針として、①死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと、②そのために必要な医療を確保すること、との目的が示されている。

一方、当面確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから上記の目的に照らし、妊婦、基礎疾患を有する者、小児などの重症化のリスクの高い者及び患者が集中発生することによる医療機関の混乱を極力防ぎ、必要な医療提供体制を確保するため、新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者を優先接種対象者としたと説明されている。

医療従事者については、接種実施要領によれば「原則として、医業をなす病院又は診療所において新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者」とされているが、すべての診療科の医療従事者が対象とされているわけではなく、一方で、病棟において重症患者の診療に携わる薬剤師については優先接種の対象となる可能性はある。

薬局の薬剤師等について優先接種の対象となるよう、①意見募集に対するコメントとして要望し、②厚生労働大臣に対して直接要望書を提出し、③厚生労働省の担当責任者に対して直接要望するなど、日本薬剤師会として繰り返し要望活動を行ったが、薬局の薬剤師等については、新型インフルエンザ患者と濃厚接触をするという考え方を、一律にすべての薬局の薬剤師等に適用できないという考え方から、優先接種の対象者とするにはならなかったと受け止めている。

ただし、夜間・休日対応医療機関に派遣されている場合など、地域の医療提供体制への位置づけによっては、薬局の薬剤師であっても優先接種の対象として考えられると理解しているので、地域において行政、医師会などとの調整を図っていただきたい。

本会としては、薬局が医療提供施設として、地域の医療に不可欠な存在であることを今後とも機会を捉えて主張し、理解を求めていく所存である。